平成18年12月26日 島根県規則第104号

宅地建物取引業法施行細則をここに公布する。

宅地建物取引業法施行細則

宅地建物取引業法施行細則(昭和40年島根県規則第12号)の全部を改正する。

### (趣旨)

第1条 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)の施行に関しては、 宅地建物取引業法施行令(昭和39年政令第383号)、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年 建設省令第12号。以下「省令」という。)及び宅地建物取引業者営業保証金規則(昭和32年 年法務省建設省令第1号。以下「営業保証金規則」という。)に定めるもののほか、この 規則の定めるところによる。

### (書類の経由)

第2条 法、省令、営業保証金規則又はこの規則の規定により知事に提出すべき書類は、 主たる事務所の所在地を管轄する支庁長又は県土整備事務所長を経由して提出しなけれ ばならない。

## (提出すべき書類の部数)

第3条 法第4条第1項、省令第5条の3及び省令第5条の5の規定により提出すべき関係書類の部数は、正本1通及び副本2通とする。

# (免許申請書の添付書類)

- 第4条 法第4条第1項の規定による免許申請書には、同条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 法第31条の3第1項に規定する事務所ごとに設置する専任の宅地建物取引士(以下「専任宅地建物取引士」という。)の宅地建物取引士証の写し
  - (2) 専任宅地建物取引士がその勤務する事務所において常勤する旨を誓約する書類
  - (3) その他知事が必要と認める書類

### (変更届出書の添付書類)

- 第5条 法第9条の規定による変更の届出をする者は、その変更が次の各号に掲げる変更に 該当する場合は、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
  - (1) 専任宅地建物取引士の増員又は交代に係る変更 前条各号に規定する書類
  - (2) 前号以外の変更 前条第3号に規定する書類

(名簿等の閲覧)

第6条 省令第5条の2第1項に規定する閲覧所の場所は、土木部建築住宅課とする。

- 2 法第10条の規定により宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び法第9条の届出に 係る書類又はこれらの写し(以下「名簿等」という。)を閲覧しようとする者は、知事が 別に定める閲覧申込簿に所定の事項を記入しなければならない。
- 3 閲覧時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。
- 4 閲覧所の定休日は、島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項 に規定する県の休日とする。

(平20規則11·一部改正)

(閲覧の停止又は拒否)

- 第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、閲覧を停止し、又は拒否する ことができる。
  - (1) 職員の指示に従わない者
  - (2) 名簿等をき損し、又はそのおそれがあると認められる者
  - (3) 閲覧所において他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(廃業等の届出の添付書類)

第8条 法第11条の規定による届出には、当該届出に係る事由を証する書類を添付しなければならない。

(宅地建物取引士資格登録簿変更申請の添付書類)

- 第9条 法第20条の規定により変更の登録を申請しようとする者は、その変更が次の各号 に掲げる変更に該当する場合は、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
  - (1) 氏名又は本籍の変更 戸籍抄本
  - (2) 住所の変更 住民票抄本

(死亡等の届出の添付書類)

第10条 法第21条の規定による届出をする者が提出すべき書類は、省令第14条の7の2に規定する死亡等届出書のほか、当該届出に係る事由を証する書類とする。

(宅地建物取引士資格登録消除申請の様式)

第11条 法第22条第1号の規定による登録消除の申請は、様式第1号により行うものとする。

(営業保証金の取戻しに係る公告済みの届出の様式)

- 第12条 営業保証金規則第8条第3項の規定による届出は、様式第2号により行うものとする。
- 2 前項の届出には、営業保証金規則第8条第1項に規定する公告を掲載した官報の写しを 添付しなければならない。

(債権の申出がないことを証明する申請書の様式)

第13条 営業保証金規則第9条第1項の規定による申請は様式第3号により、同条第2項の規定による申請は様式第4号により行うものとする。

## (従業者の変更届)

- 第14条 宅地建物取引業者は、省令第1条の2第1項第8号に規定する名簿に記載された従業者に変更があったときは、その変更を生じた日の翌日から起算して14日以内に様式第5号により知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出には、省令第17条の2第2項に規定する従業者名簿の写しを添付しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。